

平成三十年度第三回（六月）

諫早市農業委員会総会

議事録

平成30年度諫早市農業委員会 第3回総会議事録

1 開催日時 平成30年6月27日(水) 開会 午後2時00分 ~ 閉会 午後3時10分

2 開催場所 大会議室

3 出席委員 (18人)

会 長 20番 山開博俊
会長職務代理者 19番 小森俊夫
農 業 委 員

1番 池田つや子	2番 久保 繁	3番 中尾貞治
4番 久本純造	5番 立森和富	6番 前田貞松
7番 末永 進	10番 山口勇満	11番 西村ふじ子
12番 馬場誠治	13番 増山太夫	14番 横田親紀
15番 澤久 進	16番 西尾正信	17番 池田武弘
18番 野副栄治		

4 欠席委員 (2人)

8番 菅原篤博 9番 小川秀幸

5 付議事件

- 第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
- 第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
- 第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
- 第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請書審議の件
- 第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件
- 第6号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件
- 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
- 第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第5号 農業用施設届出書受理の件
- 第6号 非農地通知届出書受理の件

7 その他

8 事務局

局長 池松 弘 次長 寿柳知己 主任 土井幸徳 主任 田中正和
事務職員 馬場正二郎

9 議 事

(開会)

議 長 これより、平成30年度諫早市農業委員会第3回総会を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。
農業委員会の在任委員20名中、18名の出席で定足数に達していますので、総
会が成立していることをご報告いたします。

なお、8番・菅原委員、9番・小川委員、から欠席の届出がっております。
以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会 会議規則第19条第2項に規
定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に5番・立森委員、13番・
増山委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上発言される際は、挙手をし、議長の許
可を受けてから、氏名を告げて発言願います。

また、発言は簡明に、議題外又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題
といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、諫早地区、本明町の農地2筆、1,911㎡を農業経営規模拡大を行うた
め、購入する申請です。

権利取得後の農地面積は8,808㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えて
います。

トラクターやコンバイン等の機械も所有されていて、家族と一緒に農作業をされ
ています。また、農業に30年間従事され、譲受人宅から申請地まで車で5分以内で
ありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

2番、小野地区、黒崎町・小野島町の農地9筆、7,935㎡の贈与を受け、農
業に精進するための申請です。

権利取得後の農地面積は43,856㎡で、農業委員会が定める下限面積を超え
ています。

トラクターやコンバイン等の機械も所有されていて、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に20年間従事され、譲受人宅から申請地まで車で6分内有りますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。3番、本野地区、上大渡野町の農地4筆、5,009㎡を農業経営を継承するため、贈与を受ける申請です。

権利取得後の農地面積は5,009㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや田植機などの機械は実家から借り、農作業も父親と一緒にされる予定です。また、農業経験は18年で、譲受人宅から申請地まで車で20分内有りますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。4番、長田地区、白木峰町・白原町の農地21筆、23,854㎡を農業経営を継承するため、使用貸借10年で借り入れる申請です。

権利取得後の農地面積は24,563㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや田植機等の機械を所有されていて、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に36年間従事され、譲受人宅から申請地まで車で10分内有りますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。5番、森山地区、森山町本村の農地1筆、2,883㎡を新規に就農し農業経営を行うため、賃貸借15年で借り入れる申請です。

権利取得後の農地面積は2,883㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えていませんが、本申請での営農は施設野菜でありますので、下限面積制限による不許可の例外である「農地法施行令第6条第3項第1号」の「権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められること」に該当すると思われま

す。トラクター等の機械は購入予定で、臨時雇用により労働力も確保される予定です。

また、農業技術を1年間研修され、譲受人宅から申請地まで車で約5分内有りますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。6番と7番は譲受人が同一の案件です。

6番、高来地区、高来町水ノ浦の農地2筆、831㎡、

7番、高来地区、高来町水ノ浦の農地1筆、373㎡、計3筆、1,204㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。

権利取得後の農地面積は6,855㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや田植機等の機械を所有されていて、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に15年間従事され、譲受人宅から申請地まで約1kmでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。8番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、2,050㎡の贈与を受け、農業に精進するための申請です。

権利取得後の農地面積は2,050㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えて

いませんが、本申請での営農は施設野菜でありますので、下限面積制限による不許可の例外である「農地法施行令第6条第3項第1号」の「権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められること」に該当すると思われま

す。トラクターや動力噴霧機等の機械を所有されていて、臨時雇用により農作業の労働力は確保されています。また、農業に3年間従事され、譲受人宅から申請地まで約100mでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。9番、小長井地区、小長井町井崎の農地2筆、551㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。

権利取得後の農地面積は82,789㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや田植機等の機械を所有されていて、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に22年間従事され、譲受人宅から申請地まで車で5分内ありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。

議長 議案第1号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

1番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、馬鈴薯、落花生等を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、2番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

2番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、麦、露地野菜を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

- 農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議 長 2番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたします。
次に、3番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員補足説明を致します。
3番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。
権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。
農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議 長 3番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。
次に、4番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員補足説明を致します。
4番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、露地野菜、みかんを栽培されると見込まれます。
権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。
農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議 長 4番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。
次に、5番・森山地域担当の委員さん補足説明をお願いします。

- 委員 委員補足説明を致します。
5番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、ミニトマトを栽培されると見込まれます。
権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。
農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議長 5番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、5番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 長 ご異議がないようですので、5番は、申請どおり許可することに決定いたします。
次に、6番から8番・高来地域担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員補足説明を致します。
まず、6番と7番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、玉葱等を栽培されると見込まれます。
権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。
農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
次に、8番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、ミニトマトを栽培されると見込まれます。
権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。
農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議長 長 6番から8番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議長 長 ご質問がないようですので、6番から8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 長 ご異議がないようですので、6番から8番は、申請どおり許可することに決定いたします。
次の9番は、私20番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議長を会長職務代理と交替し退席いたします。

(20番委員退席)

- 職務代理 議長を交代します。
議案第1号の9番について、小長井地域担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 委員補足説明を致します。
9番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、露地野菜を栽培されると見込まれます。
権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。
農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 職務代理 9番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 職務代理 ご質問がないようですので、9番を許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 職務代理 ご異議がないようですので、9番を申請どおり許可することに決定いたします。
20番委員の入場を求め、議長を交代いたします。
- (20番委員入場)
- 議長 再度、議長を交代し、審議を再開します。
(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。
事務局から、説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。
1番、森山地区、森山町の農地1筆、992㎡について、農業用の作業場及び資材置場としての追認の転用申請です。
区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。
申請地は森山中学校から南西へ250mに位置し、農地区分は市街地近傍の孤立した農地ですので、第2種農地と思われます。
土地利用計画は苗床、もみ殻置場、農業用タンクなどの資材置場としての申請です。
資金は通帳の写しで確認済です。
被害防除計画について、苗床の管理と農地への運搬が容易にできるようコンクリートで舗装済みです。
日照・通風については建築物がありませんので、近隣農地への影響は少ないと思われます。雨水は手掘りの溝から水路へ放流します。
汚水、雑排水は発生しません。
以上です。
- 議長 議案第2号の説明がありましたので、1番・森山地域担当の委員さん補足説明をお願いします。

- 委員 委員補足説明を致します。
1番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。
土地利用計画は、農地転用の許可基準を満たしていると思われます。
追認で許可しても問題ないと思われます。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議長 1番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 (議案第3号) ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。
次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書 審議の件」を議題といたします。
- 事務局 事務局から、説明をお願いします。
議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。
5番につきましては、取下げられましたので議案から削除をお願いします。
1番、諫早地区、福田町の農地1筆、402㎡について、住宅用地としての転用申請です。
契約は使用貸借で永年。区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。
申請地は、県央クリーンセンターから北北西へ1.2kmに位置し、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」ですので、第2種農地と思われます。
資金は融資証明で確認済み、用地選定理由書も提出済みです。
被害防除計画については現状のまま利用し、南側以外は農地に隣接していませんので日照、通風に影響はないものと思われます。
雨水は溜柵を経由し、東側の道路側溝に放流します。
汚水・雑排水は合併浄化槽を使用し道路側溝に放流します。
2番、諫早地区、天満町の農地1筆、992㎡について、太陽光発電施設用地としての転用申請です。
契約は賃貸借の20年。区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。
申請地は、諫早駅から北へ1.3kmに位置し、農地区分は市街化近傍の孤立した農地ですので、第2種農地と思われます。
土地利用計画は、パネルを272枚設置し、発電量は50kw未満、単価は24円です。資金は融資証明で確認済みです。
被害防除計画については、全体に芝を植栽し、東側に高さ20cmの畦畔を設置してフェンスで囲みます。
雨水は畑の中の手掘りの水路を通り東側道路横側溝に放流します。

太陽光パネルの高さは2m程度ですので、日照・通風に影響はないものと思われます。汚水、生活排水は発生しません。

隣接農地の所有者との協議報告書も提出済みです。

3番、本野地区、本野町の農地1筆、983㎡について、太陽光発電施設用地としての転用申請です。

契約は賃貸借の20年。区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は、諫早駅から北東へ2.2kmに位置し、農地区分は、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」ですので、第2種農地と思われます。

土地利用計画は、パネルを260枚設置し、発電量は50kw未満。単価は21円です。

資金は融資証明で確認済みです。

被害防除計画ですが、周囲に高さ20cmの畦畔を設置し、その上に1.2mのフェンスを設置します。

傾斜により集められた雨水は、暗渠を通り南側の道路横の側溝に放流します。

太陽光パネルの高さは2m程度ですので、日照・通風に影響はないものと思われます。汚水、生活排水は発生しません。

4番、長田地区、西里町の農地1筆、333㎡について、住宅用地としての転用申請です。

契約は売買。区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

農地区分は長田出張所から南西へ420mの位置にありますので、第2種農地と思われます。

資金計画は融資証明で確認済みです。

被害防除計画については切土を1.5m行い、道路からの進入口を作り、道路との境界は擁壁を設けます。

日照・通風につきましては、平家建ですので影響は少ないものと思われます。

雨水は溜柵を経由し、道路側溝に放流します。

汚水・雑排水は合併浄化槽を使用し、道路側溝に放流します。

6番、森山地区、森山町唐比北の農地1筆、464㎡について、住宅用地としての転用申請です。

契約は使用貸借30年。区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は、森山東小学校から南南西へ1kmの位置し、農地区分は、「農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地」ですので、第2種農地と思われます。資金は融資証明と残高証明で確認済みです。

被害防除計画については、1.3mの盛土をして傾斜をなくし、北、南、東側にブロック塀を設置します。

隣接地に農地がありませんので、日照・通風について影響は少ないものと思われます。

雨水は東側の道路側溝に放流、汚水・雑排水は合併浄化槽を利用し、道路横側溝

に放流します。代替地検討理由書も提出済です。

7番、小長井地区、小長井町遠竹の農地1筆、353㎡について、住宅用地としての転用申請です。

契約は使用貸借30年。区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は、小長井支所から北へ3.5kmの場所に位置し、農地区分は、「周囲を宅地で囲まれた市街地近傍孤立農地」ですので、第2種農地と思われます。

資金は融資証明で確認済みです。

被害防除計画については、隣接地に農地がありませんので日照・通風について影響は少ないものと思われます。

雨水は南側の道路側溝に放流し、汚水・雑排水は下水道に接続します。

以上です。

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番、諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

1番の現地を担当地区の推進委員と現地調査を行いました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、農地転用の許可基準を満たしていると思われますので、許可しても問題ないと思われます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番とは、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、2番・中央地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

2番の現地を担当地区の推進委員と現地調査を行いました。

地区協議会で協議した結果、太陽光パネルを設置した場合の雨水排水について、被害防除計画が十分ではないとの結果になりました。

よって、今回の申請については保留にさせていただきたいと考えます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 2番について、被害防除計画が不十分であり、保留にしたいとの補足説明がありましたが、質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番は、保留することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は、保留することに決定いたします。
議 長 次に、3番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委 員 委員補足説明を致します。
3番の現地を担当地区の推進委員と現地調査を行いました。
地区協議会で協議した結果、2番と同じく太陽光パネルを設置した場合の雨水排水について、被害防除計画が十分ではないとの結果になりました。
したがって、今回の申請については保留にさせていただきたいと考えます。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 3番について、被害防除計画が不十分であり、保留にしたいとの補足説明がありました。質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は、保留することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は、保留することに決定いたします。
議 長 次に、4番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委 員 委員補足説明を致します。
4番の現地を担当地区の推進委員と現地調査を行いました。
地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。
土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われるので、許可しても問題ないと思われます。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 4番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 5番は取下げされましたので、6番・森山地域担当の委員さん補足説明をお願いします。
委 員 委員補足説明を致します。
6番の現地を担当地区の推進委員と現地調査を行いました。
地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。
土地利用計画は、農地転用の許可基準を満たしていると思われるので、許可しても問題ないと思われます。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 6番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、6番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、7番・小長井地域担当の委員さん補足説明をお願いします。
委 員 委員補足説明を致します。

7番の現地を担当地区の推進委員と現地調査を行いました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われるので、許可しても問題ないと思われます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 7番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7番は、申請どおり許可することに決定いたします。
(議案第4号) 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件」を説明します。

1番について説明します。

1番は、一時転用の許可を受け平成30年10月19日まで、新幹線工事の事務所用地としての計画でしたが、土地所有者から一部の返還の要望があり、事務所の借地を1,806㎡から1,679㎡へ変更し、127㎡を返還する計画変更認申請です。返還された部分の農地復元報告書が提出されています。

以上です。

事 務 局 補足説明をします。

議案第4号につきましては、先月保留されました案件となります。

地区の委員さんも現地を確認されたと聞いていますので、委員の補足説明を求めるものではありませんが、ご意見を聞かせていただきたいと思います。

委 員 推進委員さんの自宅隣接地でしたので、確認していただきました。

結果について、地区協議会において問題なしと報告がありました。

議 長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。
(議案第5号) 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を説明します。

1番、小野地区、赤崎町・小野島町の農地8筆、13,164㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。

申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

2番、小野地区、黒崎町の農地1筆、5,357㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。

申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

3番、有喜地区、早見町の農地4筆、4,824㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申し出です。

申出人は、水稻、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

4番、有喜地区、早見町の農地1筆、1,678㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申し出です。

申出人は、水稻、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

5番、長田地区、小豆崎町の農地1筆、3,758㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申し出です。

申出人は、菊、菊芋の生産を主体に経営されています。

6番、多良見地区、多良見町野川内の農地1筆、566㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申し出です。

申出人は、水稻、みかん、花きの生産を主体に経営されています。

7番、森山地区、森山町本村の農地1筆、676㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申し出です。

申出人は、水稻、麦、ソバの生産を主体に経営されています。

8番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、1,966㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申し出です。

申出人は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

9番、森山地区、森山町本村の農地1筆、1,898㎡を農業経営規模拡大を行うため、使用貸借20年で借り入れる新規の申し出です。

申出人は、水稻、麦、ミニトマトの生産を主体に経営されています。

10番、飯盛地区、飯盛町後田・上原の農地3筆、4,642㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申し出です。

申出人は、水稻、人参、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。

11番、長田地区、長田町の農地1筆、1,506㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申し出です。

申出人は、水稲、ミニトマト、玉葱の生産を主体に経営されています。

12番、長田地区、正久寺町の農地1筆、1,096㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申し出です。

申出人は、水稲、玉葱、ニガウリ、カボチャの生産を主体に経営されています。13番、森山地区、森山町下井牟田の農地1筆、343㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申し出です。

申出人は、水稲、麦、大豆、みかんの生産を主体に経営されています。

以上、1番～13番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

以上です。

議長 議長 議案第5号の説明がありました。1番～13番について、何かご質問はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議長 議長 ご質問がないようですので、1番～13番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 議長 ご異議がないようですので、1番～13番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第6号) 続きまして、関連がありますので、議案第5号の14番と15番、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議長 議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について説明します。

議案第5号の14番、諫早地区、目代町の農地1筆、814㎡を、議案第6号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、水稲の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の15番、小野地区、宗方町の農地1筆、1,613㎡を議案第6号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、水稲の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

以上、議案第5号の14番と15番の申し出は、農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。

また、議案第6号の1番と2番に係るの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。

以上です。

議長 議案第5号の14番と15番、また、議案第6号の1番と2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第5号の14番と15番を許可し、議案第6号の1番と2番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第5号の14番と15番を許可し、議案第6号の1番と2番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件」について説明します。

小栗・真津山地区、小野地区、本野地区、森山地区、飯盛地区、高来地区、小長井地区から各1件、合計7件出ています。

届出理由は、はいずれも相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について説明します。

諫早地区から1件、小野地区から3件、長田地区、森山地区、高来地区から各1件、合計7件出ています。

解約理由は、諫早地区が、都合により耕作できなくなったため、小野地区が、高齢により耕作できなくなったため、贈与するため、長田地区・森山地区が、売買するため、高来地区が、耕作者を変更するためです。

次に、報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」を説明します。

真津山地区から1件の届けが出ています。

小船越町の農地1筆、123㎡を5台分の駐車場としての届です。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」を説明します。

真津山地区から4件、多良見地区で2件、合計6件届けが出ています。

1番、真津山地区、小船越町の農地1筆、5.06㎡について、自宅への通路として転用届出です。

2番、真津山地区、貝津町の農地1筆、400㎡を8世帯の共同住宅への転用届出です。

3番、真津山地区、久山町の農地1筆、211㎡を一般住宅への転用届出です。

4番、真津山地区、真崎町の農地1筆、26㎡を住宅用地の一部として転用届出です。

5番、多良見地区、多良見町中里の農地1筆、8.17㎡を住宅用地の一部としての転用届出です。

6番、多良見地区、多良見町中里の農地1筆、47㎡を駐車場用地としての転用届出です。

次に、報告第5号「農業用施設届出書受理の件」を説明します。

多良見地区、多良見町化屋の農地1筆、354㎡のうち60㎡を農業用水確保のためボーリング用地とタンクを2基設置するための農業用施設届出です。

報告第6号「非農地通知届出書受理の件」を説明します。

小栗地区から1件、高来地区から1件、小長井地区から1件、合計3件出ています。

いずれも農地利用状況調査でB分類、農振白地です。

以上です。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長 以上をもちまして、ただいま議決されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。

議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号 農地法第3条許可 9件。

議案第2号 農地法第4条許可 1件。

議案第3号 農地法第5条許可 4件。

議案第4号 農地法第5条許可後の計画変更承認 1件。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定 15件。

議案第6号 農地中間理事業に係る農用地利用配分計画 2件。

以上、審議件数は、全部で32件 ございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 (事務連絡)

議長 ありがとうございます。

議長 それでは、これもちまして、平成30年度諫早市農業委員会第3回総会を閉会いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。

議 長 _____ ㊟

議事録署名人 _____ ㊟

議事録署名人 _____ ㊟